

訂正表

「令和6年版 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 工事基準書」において、掲載内容に誤りがございました。以下のとおり訂正させていただきます。

【訂正箇所】 目次 赤枠部分を追加、訂正。

第5編 特定小規模施設の警報設備		
第1章	概 要	315
第2章	特定小規模施設の解説	316
第1節	用語の定義	316
1	特定小規模施設	316
2	特定小規模施設用自動火災報知設備	316
3	連動型警報機能付感知器	316
4	火災発生区域特定機能付感知器	316
第3章	特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準	317
第1節	警戒区域の設定	317
第7節	発信機	318
第8節	特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲とその機能	319
第9節	特定小規模施設用自動火災報知設備の設置例	320

【訂正箇所】 目次 赤枠部分を追加。

第10編 自動火災報知設備・光警報装置		
第1章	概 要	391
第2章	高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討の沿革	392
第3章	光警報装置の解説	394
第1節	用語の定義	394
第8節	消防設備士による工事	399
第9節	光警報装置等の設置要領	400
第10節	光警報装置等の施工要領	412

【訂正箇所】 36 ページ 下から 5 行目 赤枠部分を追加、訂正。

第 2 節 機 器

自動火災報知設備の受信機、感知器、中継器、発信機の各機器は技術上の規格に適合し、検定に合格した旨の表示が付されているものでなければならない。また、無線式の各機器は検定に合格した旨の表示に加え、小電力セキュリティシステムの無線局として技適マークが付されることとなる。

(「第 3 節 無線方式を用いた自動火災報知設備 2 機器」 図 2 - 2 - 41 参照)

各機器の構造・機能等の概要は、次のとおりである。

1 受 信 機

受信機とは、感知器若しくは発信機から発せられた火災信号、火災表示信号及び感知器から発せられた熱若しくは煙その他火災の程度に係る火災情報信号を直接又は中継器を介して受信し、火災の発生した場

36 | 第 2 編 自動火災報知設備

【訂正箇所】 72 ページ 上から 5 行目 赤枠部分を訂正。

4 警戒区域番号の設定

設定した警戒区域ごとに警戒区域番号を付ける。警戒区域番号は原則として下の階から上の階へ、また、階ごとに順に付ける。

なお、階段、エレベーターシャフト、ダクト等のたて穴の警戒区域番号は、各階の居室等の番号を付けた後に設定する。警戒区域番号の記載方法は「第 12 編 参考資料 第 10 節 シンボル (図記号) 表」による。

【訂正箇所】 128 ページ 下から 6 行目 赤枠部分を追加、訂正。

10 複合式スポット型感知器の設計

(1) 設置基準

複合式スポット型感知器の感知区域、取付け面の高さ、取付け面から感知器の下端までの距離について、~~感知器の感知区域、取付け面の高さ、取付け面から感知器の下端までの距離については、熱式スポット型の最高 8 m 未満を規定 (規則第 23 条第 4 項第 2 号) によること。ただし、~~

ウ 感知面積の設定

感知面積は、前「4 熱式スポット型感知器 (1) 設置基準」表 2 - 3 - 7 及び前「7 煙感知器 (2) 感知面積」表 2 - 3 - 14 に示されているが、感知面積の異なる種別が組合わされた場合の感知面積は、取付け面の高さに応じて定める感知面積のうち最も大きい感知面積とすることができる。

定温式スポット型特種と、光電式スポット型 2 種との熱煙複合式の場合を例にとれば、取付け面が 4 m 未満で、特定主要構造部が耐火構造の防火対象物に設ける場合、床面積 150 m²につき 1 個以上の個数を設けることとなる。

128 | 第 2 編 自動火災報知設備

【訂正箇所】 129 ページ 上から 6 行目 赤枠部分を追加、訂正。

11 多信号感知器の設計

多信号感知器の設置基準は、前「10 複合式スポット型感知器の設計 (1) 設置基準」に準じて設けること。ただし、光電式分離型については、感知器を設置する区域の天井等の高さについてのみ、取付け面の高さの基準が準用される。

【訂正箇所】 145 ページ 下から 16 行目 赤枠部分を追加、訂正。

(2) 自動火災報知設備設置届

消防用設備等の設置の適正を図るために、防火対象物の関係者は、工事が完了した日から 4 日以内に、消防長又は消防署長に、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に当該設備に関する図書及び消

(イ) 各項目の試験を行った際の内容、試験結果、技術上の基準のとおり設置されているかどうか、消

(ウ) 試験項目欄で試験項目がない場合は、該当欄を／印で抹消する。

(エ) 試験に用いる計測、測定等の為の試験器具は、「第 2 編 自動火災報知設備 第 5 章 自動火災報知設備試験基準 第 4 節 試験器具等」に定められている鑑定又は評定を受けたものを用いる。

【訂正箇所】 247 ページ 上から 10 行目 赤枠部分を追加、訂正。

第 7 節 電 源

1 常用電源

(1) 分岐方法

電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させないものからとること。（「第 2 編 自動火災報知設備 第 10 節 電源設備 1 常用電源 (1) 分岐方法」図 2 - 3 - 168 参照）

【訂正箇所】 397 ページ 下から 12 行目 赤枠部分を訂正。

第 5 節 光警報装置の機能（第 4 節によるほか、次に定めるところによる。）

（総務省消防庁 「光警報装置の設置に係るガイドライン」より）

- (1) 発光は、立ち上がりエッジから立ち下りエッジの時間が 0.2 秒を超えないパルス波とすること。
- (2) 発光が複数のパルス波群で構成され、当該パルス波群を構成する 1 のパルス波の立ち下りエッジから次のパルス波の立ち上がりエッジまでの時間が 0.04 秒より短い時は、当該パルス波群は一つのパルス波と見なす。
- (3) 最大光度は、500cd 以下であること。
- (4) 白色光であること。
- (5) 光警報装置の光特性については次に定めるところによること。

光警報装置から発する光の方向に垂直な面で $0.4\text{lm}/\text{m}^2$ 以上の照度（法線照度）を対象範囲に照射する光度を確保すること。有効範囲は以下のアからウの分類により設定すること。

有効範囲の距離 d と $0.4\text{lm}/\text{m}^2$ を確保するための光度の関係は、 $\text{光度} = 0.4 \times d^2$

第2章 特定小規模施設の解説

第1節 用語の定義

1 特定小規模施設

特定小規模施設は、次のア～コの防火対象物とする。

- ア 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)・(2)・(3)、(6)項ロ、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満のもの
- イ 令別表第1(13)項ロ、(17)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満のもの
- ウ 令別表第1(9)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上、300㎡未満のもの
- エ 特定1階段等防火対象物で、延べ面積が300㎡未満のもの
- オ 令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物の部分で、アの用途に供される部分が存在するもの
- カ 令別表第1(2)項イからハまで、(3)項の用途に供される部分が地階又は無窓階で100㎡以上、300㎡未満のもの
- キ 令別表第1に掲げる防火対象物の地階又は2階以上の階のうち、駐車のために供する部分の存する階（駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）で、当該部分の床面積が200㎡以上300㎡未満のもの
- ク 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡未満のものうち、ア、ウ、カ、キの用途に供される部分が存在するもの
- ケ 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡以上のものうち、アの用途に供される部分が存在する小規模特定用途複合防火対象物であり、アの用途に供される部分のほかは、規則第23条第4項第1号へにより感知器の設置を要しない部分のみであるもの

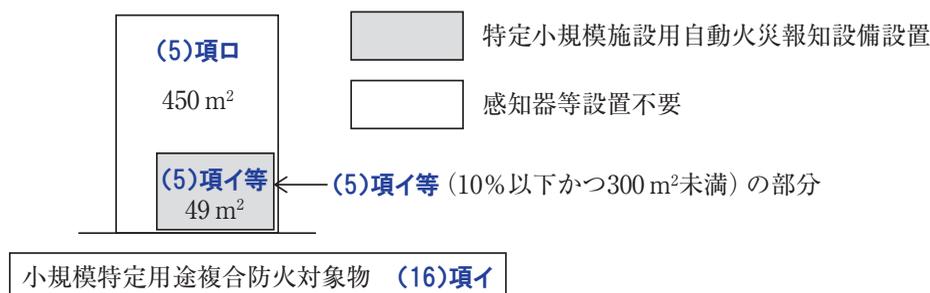


図5-2-1 特定小規模施設の例 ケに該当するもの

- コ 令別表第1(16)項イの用途に供されるもので、以下のすべての要件に適合するもの
 - ・延べ面積が300㎡以上500㎡未満
 - ・令別表第1(5)項イ及びロ以外の用途に供される部分が存在しない
 - ・令別表第1(5)項イの用途に供される部分の床面積が300㎡未満

2 特定小規模施設用自動火災報知設備

特定小規模施設で火災が発生した場合において、当該火災発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

3 連動型警報機能付感知器

感知器規格省令第2第19号の6に規定する警報機能付感知器で、火災の発生を感知した場合に火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に、火災が発生した旨の警報を発する機能を有するものをいう。

4 火災発生区域特定機能付感知器

連動型警報機能付感知器のうち、感知器規格省令第8条第18号ハに規定する火災の発生した警戒区域を特定することができるものをいう。

第3章 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準

第1節 警戒区域の設定

表5-3-1

原則	例外
防火対象物の2以上の階にわたらないこと。	2の階にわたる警戒区域の面積が500 m ² 以下の場合（2の階にわたるいずれかの部分に階段があること。） 煙感知器を階段、傾斜路、並びにパイプシャフト、パイプダクト等、その他これらに類するものに設置する場合
一の警戒区域の面積は600 m ² 以下とし、その一辺の長さは50 m以下（光電式分離型感知器（アナログ式も含む。）を設置する場合にあっては100 m以下）とすること。	防火対象物の主要な出入口からその内部を見とおすことができる場合にあっては、その面積を1,000 m ² 以下とすることができる。

・階段、エレベーター等は平面と別警戒区域とすること、ただし2つの階の床面積の合計が500 m²以下であれば1つの警戒区域とすることができる。（平成21年3月23日消防予第119号）

・感知器全てを連動警報機能付感知器とする場合は、警戒区域数が1の場合の防火対象物に限る。ただし、感知器全てを連動警報機能付感知器（火災発生区域特定機能付感知器に限る）とする場合は、警戒区域を2以上とすることができる。

第2節 感知器

1 設置場所

感知器は次に掲げる天井の屋内に面する部分に設けること。ただし、床面積30 m²以下のアの場所に限り壁に感知器を設けることができる。（天井裏の感知器は建物構造に関わらず不要）

ア 居室及び2 m²以上の収納室

（上記居室とは居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室（厨房含む。））

イ 倉庫、機械室その他これらに類する部屋

ウ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（令別表第1(2)項ニ、(16)項イで(2)項ニの用途部分、前1特定小規模施設エ、コ、及び警戒区域が2以上の防火対象物に限る。）

2 設置位置（図5-3-1）

ア 熱感知器は壁若しくは梁から0.4 m以上離れた天井の屋内に面する部分又は天井から0.15 m以上0.5 m以内の位置にある壁の屋内に面する部分に設けること。

イ 煙感知器及び熱煙複合式の感知器は壁若しくは梁から0.6 m以上離れた天井の屋内に面する部分又は天井から0.15 m以上0.5 m以内の位置にある壁の屋内に面する部分に設けること。

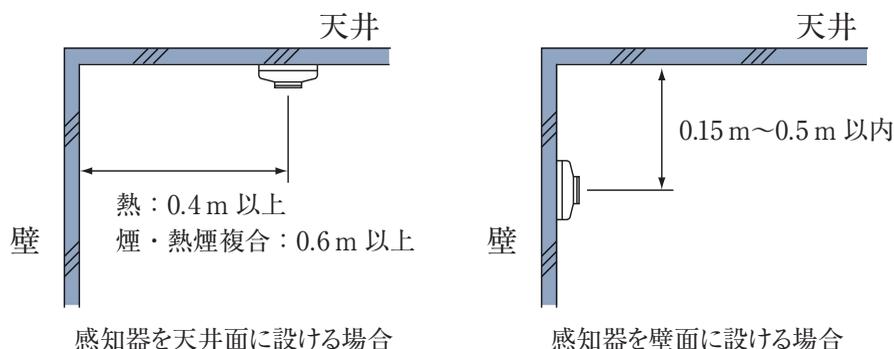


図5-3-1

3 種別

熱感知器及び煙感知器の必要条件の判定は規則第23号5項、7項の規定による。

（平成20年12月26日告示第25号）

【訂正箇所】 318 ページ 赤枠部分を訂正。

第3節 受信機

防災センター等に設置する。防災センター等に類する場所がない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けること。ただし、全ての感知器が連動型警報機能付感知器の場合は、受信機を設けないことができる。

第4節 電 源

電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

第5節 非常電源

特定小規模施設用自動火災報知設備には非常電源を設けること。

ただし、連動型警報機能付感知器を用いて受信機を設けない場合は下記のいずれかの電池を非常電源とすることができる。

ア 連動型警報機能付感知器の電源が電池の場合、有効に作動できる電圧の下限値となった旨を72時間以上点滅表示等により伝達した後、1分間以上有効に作動できるとき。

イ 連動型警報機能付感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合、当該電源が停電した後、10分間以上有効に作動できる容量の電池が設けられているとき。

第6節 地区音響装置

受信機を設置する場合は地区音響装置を設けること。

ただし、P型2級1回線、GP型2級1回線の場合は不要。

また、カラオケボックス等の地区警報は任意の場所で65dB以上の音圧が必要となり、暗騒音が65dB以上の場合は、次のいずれかの措置を行うこと。(平成20年8月28日消防予第200号)

ア 暗騒音より6dB以上強くなるように確保されていること。

イ 火災時に警報装置の音以外の音が自動又は手動で停止できるものであること。

第7節 発信機

受信機を設置する場合は発信機を設けること。

ただし、P型2級1回線、GP型2級1回線の場合は不要。

※特定小規模施設用自動火災報知設備において、すべての感知器が無線式感知器であり、かつ、連動型警報機能付感知器であって、受信機を設けない場合は、「消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備」から除外される。なお、中継器を使用する場合は、除外されない。

(平成16年5月31日消防庁告示第14号)

第 8 節 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲とその機能

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置範囲とその機能について下記の表に示す。

表 5 - 3 - 2 ■ 用途拡大範囲

項目	種類	特小自火報						
		自火報	一の場合			二以上の場合		
警戒区域の数		制限なし						
用途・構造		・消防法施行令第 21 条 第 1 項各号	・延べ面積 300 m ² 未満 (消防法施行令第 21 条 第 1 項各号 ^{※2}) ・小規模特定用途複合防火対象物	・延べ面積が 300 m ² 以上 500 m ² 未満で、 5 項イ (延べ面積 300 m ² 未満) と 5 項ロ のみで構成される 16 項イ	・延べ面積 300m ² 未満 (消防法施行令第 21 条 第 1 項各号 ^{※2}) ・小規模特定用途複合防火対象物	・特定一階段等 防火対象物	・延べ面積が 300 m ² 以上 500 m ² 未満で、 5 項イ (延べ面積 300 m ² 未満) と 5 項ロ のみで構成される 16 項イ	
①火災感知 (感知器設置場所)		全ての部分 ^{※1}	居室等 ^{※3}	(2)項ニ 居室等 ^{※3} +階段・廊下等 ^{※4}	居室等 ^{※3} +階段・廊下等 ^{※4}	居室等 ^{※3} +階段・廊下等 ^{※4}	居室等 ^{※3} +階段・廊下等 ^{※4}	
②手動起動 (発信機)		・各階の各部分から発信機を設置 (歩行距離 50 m 以下)	・不要 (警戒区域が ^一 のため) ^{※6} ・受信機を設ける場合は消防法施行規則により不要		・不要 (火災発生区域特定機能付感知器設置の場合に限る) ※上記以外の機器構成の場合は、「受信機+発信機」が必要			
③報知 (地区音響装置)		・各階の各部分から地区音響装置を設置 (水平距離 25 m 以内)	・不要 (全ての連動型警報機能付感知器が警報を発するため) ・受信機を設ける場合は消防法施行規則により不要		・不要 (火災発生区域特定機能付感知器が警報を発するため) ※上記以外の機器構成の場合は、「受信機+地区音響装置」が必要			
④報知 (鳴動開始時間)		・規定なし (ほぼ遅延無く鳴動。蓄積時間最大 60 秒)	・一定時間以内 (連動型警報機能付感知器により報知する場合)		・一定時間以内 (※火災発生区域特定機能付感知器により報知する場合) ・受信機設置の場合は自火報に準ずる			
⑤報知 (再鳴動機能)		・特定 1 階段等防火対象物または (2)項ニ に掲げる防火対象物がある場合以外は不要	・不要 (小規模な施設のみを対象としているため。)		・不要 ^{※7} (小規模な施設のみを対象としているため。)			
⑥報知 (保持機能)		・必要	・不要 (小規模な施設のみを対象としているため。)		・不要 (小規模な施設のみを対象としているため。)			
⑦出火場所の特定		・受信機に火災発生場所を表示	・不要 (規模が小さく容易に特定できるため。)		・必要 (連動型警報機能付感知器 (火災発生区域特定機能付感知器) により出火場所を報知) ※連動型警報機能付感知器 (火災発生区域特定機能付感知器) 以外の機器構成の場合は、受信機が必要 (受信機に火災の発生場所を表示)			

※1 感知器の設置を要しない部分 (外気開放部分や一定の天井裏、特例免除される 10m 以下の廊下、浴室・トイレ、1m² 未満の収納・パイプスペースなど) を除く全ての部分
 ※2 消防法施行令第 21 条 第 1 項 第 3 号から第 6 号まで、第 8 号、第 11 号、第 12 号、第 14 号及び第 15 号を除く。
 ※3 居室、2m² 以上の収納、倉庫、機械室その他これらに類する室
 ※4 階段、廊下、EV シャフト、パイプスペース・ダクトスペース等
 ※5 特定一階段等防火対象物にある階段及び傾斜路の場合は、1 種又は 2 種の感知器を垂直距離 7.5m につき 1 個以上設ける。
 ※6 通常の自火報の基準において、P 型 2 級 1 回線の受信機を設置する場合は、警戒区域が 1 で延べ面積が 350m² 未満であれば、用途にかかわらず発信機や地区音響装置が不要とされている。
 ※7 連動型警報機能付感知器 (火災発生区域特定機能付感知器を含む。) は、火災の発生を感知し発報している感知器本体を操作しなければ鳴動を停止することができないため、防火対象物の関係者等が火災室を確認することなく鳴動停止することは想定し難いため。

(参考資料)
 総務省消防庁ホームページ「予防行政のあり方に関する検討会」「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」

【訂正箇所】 320 ページ 赤枠部分を追加、訂正。

第9節 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置例

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置例を以下に示す。(令和6年7月23日消防予第363号)

例1 警戒区域が2以上かつ延べ面積が300 m²未満(3階建ての(6)項口)の場合

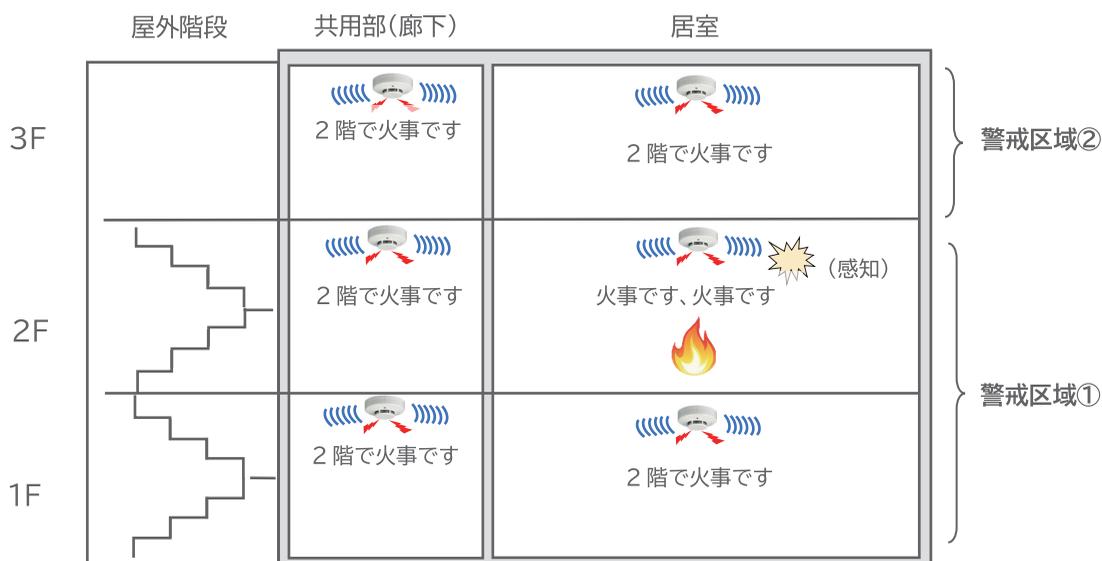


図5-3-2

例2 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第21条第1項第7号に定める防火対象物((6)項口)の場合

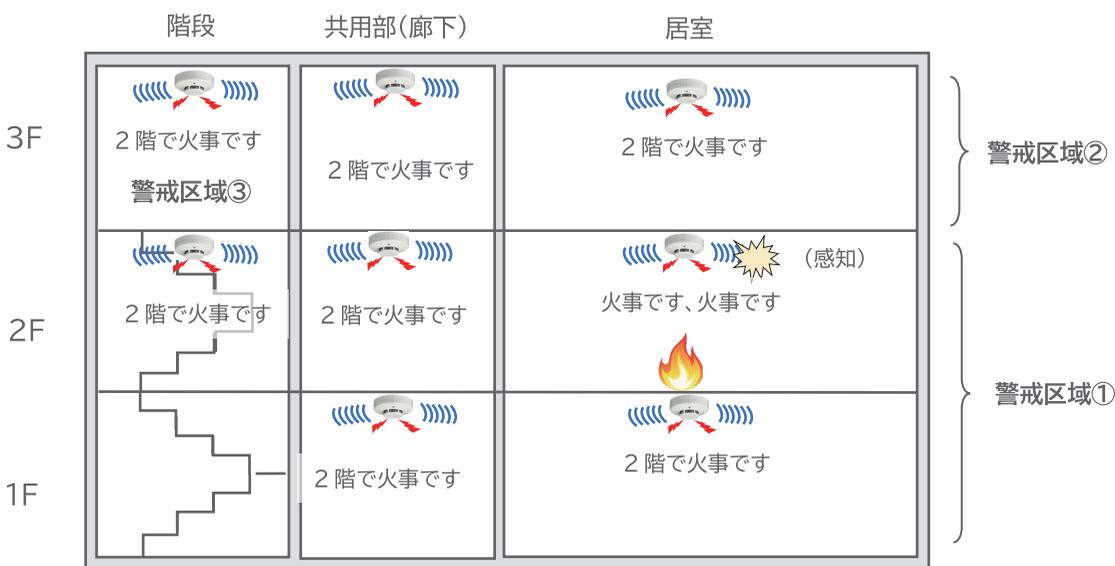


図5-3-3